2026 年 12 月 1 日

関係事業主　殿

日本クレーン協会長野支部教習センター
協催（一社）中野労働基準協会
協催　　各地区労働基準協会

「移動式クレーン定期自主検査者」養成のための安全教育の実施について

労働安全衛生法第 45 条では、移動式クレーン（つり上げ荷重が 0.5 トン以上のもの）を使用する事業者には「１ヵ月以内ごと」及び「１年以内ごと」に定期的に自主検査を実施しその記録を保存するよう義務付けておりますが、特に「１年以内ごと」の自主検査（年次検査）は高度の知識と技能を要するため、検査者養成の安全教育を実施します。

また、上記の安全教育修了者が確実に定期自主検査を実施したことを示すために、ステッカーを貼ることを広く呼びかけております。

つきましては、下記により標題の安全教育を実施しますので、この機会に移動式クレーン定期自主検査（保守点検、整備）の社内検査者を養成することにより、安全意識の醸成と経費節減にもお役立てください。

記

1. 講習実施日時及び場所
 （1）日　時　　２０２７年２月２５日（木）　午前８：４０分受付開始
 午前９時開講　　午後５時まで
 （2）場　所　　（一社）日本クレーン協会長野支部教習センター
 長野市篠ノ井布施五明 463-32　TEL 026-292-1737
2. 実 施 機 関　　日本クレーン協会長野支部教習センター
3. 受講対象者　　移動式クレーン自主検査を担当する１８歳以上の者
 （今後、担当する者を含む）
4. 講　　師　　日本クレーン協会長野支部専任講師
5. 修 了 証　　受講者には修了証を交付
6. 受 講 料　　１３，５８０円　（消費税を含む）
 教 材 費　　２，４２０円　（消費税を含む）
 計 １６，０００円　（消費税を含む）
 （日本クレーン協会長野支部会員様は、教材費を 500 円割引致します）
7. 受講申込　　受講申込書に**写真１枚**（縦３㎝　横 2.4 ㎝　正面　脱帽　背景無地　６ヶ月以内）を貼付し、２月１２日までに（一社）中野労働基準協会（TEL 0269－22－2255　FAX 0269－23－0729）までお申込みください。
 定員になりしだい締め切ります。
 申込受付後の取消は、２月１７日までとし、その後の取消及び当日欠席者には受講料は返却致しかねます。
8. 定　　員　　４０名
9. そ の 他　　(1) 筆記用具を持参してください。
 (2) 昼食は各人で用意してください。
 (3) 写真は裏面糊付けで貼付してください。
 (4) CPDS をご利用の方は、日本クレーン協会長野支部で受講証明をいたします。申込み時にお申し出ください。
 (5) 旧姓等の併記をご希望の方は、戸籍謄本、住民票、自動車運転免許証（ただし裏面に書替記録があるものを両面コピー）等の証明書をご提出ください。

【個人情報について】ご記入いただきました個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、本講習以外の目的には使用いたしません。